

## 第2部

### 計画の具体的な展開

# 第1章

## 介護保険制度の円滑・適正な 運営と区市町村への支援

第1節 介護保険制度を取り巻く状況

第2節 介護サービス量の見込み

第3節 介護保険制度の適正な運営

第4節 自立支援等に取り組む区市町村への支援（保険者機能強化）

### 第3節 介護保険制度の適正な運営

- 区市町村と一体となって、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの質の向上など介護給付適正化の取組を推進します。
- ルールに従って適正に介護サービスが提供されるよう、サービス提供事業者に対し、人員・設備等を審査し、事業者指定を行います。また、指導検査等により、事業者に対して必要な助言や指導を行います。
- 「介護サービス情報の公表制度」の普及・定着に努めるとともに、「福祉サービス第三者評価」の受審を促し、利用者が介護サービスを選択する際の支援と介護サービスの質の向上に努めていきます。

#### 1 介護給付適正化の推進

##### 【現状と課題】

##### <利用者の自立支援に役立つ介護サービスの提供>

- 介護サービスに必要な費用は、サービス利用時の利用者負担金のほか、公費（税金）と40歳以上の被保険者が納める保険料で賄われています。
- 今後も介護サービスに対するニーズは更に増加すると見込まれる中、介護保険制度への信頼性を確保していくには、高齢者の自立した日常生活のために必要な質の高いサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより効果的・効率的に活用していくことが重要です。
- 介護給付適正化とは、介護サービスを必要とする人を適正に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要とするサービスを見極めた上で、事業者に対しルールに従ってサービスを提供するよう促すことです。これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼が高まり、持続可能な介護保険制度へとつながります。
- 具体的な取組として、介護給付適正化に向けて着実に実施することとされている5つの事業（主要5事業）が掲げられています。

介護給付適正化の主要 5 事業及び事業の概要

主要 5 事業	事業の概要
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区市町村が、要介護認定の訪問調査の状況や、介護認定審査会における審査判定の傾向を把握・分析します。分析結果を踏まえた研修や連絡会等を行い、調査員間や審査判定を行う合議体間、東京都及び全国と比べた審査判定結果等のばらつきが生じないようにします。</li> <li>・ 取組を通じて、全国一律の基準に基づいた適切かつ公平な要介護認定を確保します。</li> </ul>
ケアプラン点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員が作成したケアプランについて、その内容が利用者の自立支援に役立つものとなっているか、区市町村等の第三者が確認します。</li> <li>・ 確認を通じて、介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を図ります。</li> </ul>
住宅改修・福祉用具点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区市町村が、改修工事を行おうとする利用者や福祉用具の利用者に対する訪問調査等を行い、利用者の身体状況に合ったものとなっているか、確認します。</li> <li>・ 確認を通じて、適切な住宅改修や福祉用具の利用を推進します。</li> </ul>
縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護サービス事業者に支払われた報酬について、区市町村等が、複数月にまたがる支払状況の確認や、医療保険と介護保険との給付情報の突合を行い、提供されたサービスの整合性等について点検を行います。</li> <li>・ 点検を通じて、事業者の請求内容に誤り等を発見し、適切な報酬請求を促します。</li> </ul>
介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区市町村が、利用者に対して、介護サービスの利用状況やサービスの提供にかかった費用等を通知します。</li> <li>・ 通知を通じて、利用者や事業者に対して適切なサービス利用と提供を普及啓発します。</li> </ul>

- 平成 29 年の介護保険法改正では、介護給付適正化が新たに法律に位置付けられ、各区市町村は介護保険事業計画に介護給付適正化に関する施策と目標を記載することになりました。区市町村は、地域の状況を把握・分析したうえで、地域における共通の目標を関係者間で共有し、その達成に向けた具体的な計画を作成することが重要です。
- また、平成 30 年 4 月から、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から区市町村に移譲されることから、地域でケアマネジメントを行っている介護支援専門員の育成や支援などに区市町村が積極的に関わっていくことが重要です。
- 東京都及び区市町村は、これまでも地域の実情に応じた様々な方法で介護給付適正化に取り組んできましたが、区市町村の人員体制や専門性を有する職員の確保等の課題があり、主要 5 事業の一部の実施にとどまっている区市町村もあるほか、個々の事業の取組内容には差がある状況です。
- このような状況を踏まえ、東京都及び区市町村は取組を一層推進し、利用者の自立支援に役立つ介護サービスを確保しつつ、健全な財政を維持することで、介護保険制度を持続させていく必要があります。

## 【施策の方向】

### ■ 研修や個別的な支援によって区市町村の取組を推進します

- 区市町村職員等を対象に各種研修を実施し、適正化事業を行うにあたっての知識や他区市町村の好事例の提供を行うほか、全区市町村の取組状況を把握し必要な助言を行います。
- 特に、介護給付適正化の取組が十分ではない区市町村に対しては、専門的知識を補いながら、限られた人員体制の中でも取組を進めることができるよう、継続的な訪問支援や専門家の派遣など、個別支援を重点的に行います。
- また、区市町村が、地域の状況を十分に踏まえたうえで、重点的に取り組むべき分野を明確にしながら介護給付適正化に取り組めるよう、地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用を支援していきます。
- 東京都国民健康保険団体連合会や公益財団法人東京都福祉保健財団とも連携し、介護給付適正化に関するシステムの有効活用や、福祉用具の利用や住宅改修が適切に実施されていることをチェックできる区市町村職員の養成を図ります。
- 介護給付適正化を効果的・効率的に推進するため、東京都は標準的に期待する目標を設定し、各区市町村はこれを踏まえて、具体的な事業の内容、実施方法とその目標を、実施目標として設定しています。各区市町村が設定した実施目標は、東京都のホームページ上で公開しています。



第7期における介護給付適正化 区市町村に標準的に期待する目標等

主要5事業+1	基本的な考え方
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される（要介護認定の平準化）。</li> </ul>
ケアプラン点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援に資するケアマネジメントを達成する。</li> </ul>
住宅改修・福祉用具点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し、適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされる。</li> </ul>
縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。</li> </ul>
介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と受給者等の間で共有する。</li> </ul>
給付実績の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。</li> </ul>



### 区市町村に標準的に期待する取組目標

- 調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、その要因について分析を行う。
  - 調査項目の選択状況について、認定調査員間の平準化及び東京都・全国と比べたばらつきの解消を図る。
  - 審査判定結果について、合議体間の平準化及び東京都・全国と比べたばらつきの解消を図る。
- 管内の全ての介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。
  - ケアプラン点検の効果を検証し点検方法を改善する。
  - （都ガイドライン（※）を活用していない場合）ガイドラインを活用したケアプラン点検を実施する。
- 利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発を図る。
  - 申請内容の精査により、確認を要する案件を選定し、効果的な訪問調査となるよう検討を図る。
  - 福祉用具貸与における貸与価格や、軽度の要介護者の利用について適正化を図る。
- 国保連合会処理分以外（委託外分）の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施する。
  - 点検の効率性を高め、点検実施件数を増やす。
- 受給者にとって分かりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。
  - 効果や課題を把握し、改善点がある場合には再度見直して実施する。
- 給付実績の活用において活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
  - 効率的・効果的な活用方法を検討し、活用帳票を拡大する。

※「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（平成 26 年 3 月東京都）

## 【主な施策】

### ・ 認定調査員等研修事業〔福祉保健局〕

区市町村が行う要介護認定が適切に実施されるよう、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医を対象とした研修を実施し、知識・技能の修得・向上を図ります。

### ・ 介護認定審査会運営適正化事業〔福祉保健局〕

要介護認定における審査判定等の適正化及び平準化を推進するため、区市町村職員を対象とした研修を実施します。

また、有識者及び区市町村の参画を得て「介護認定審査会運営適正化委員会」を設置し、要介護認定の状況について専門的立場から分析検討を行うとともに、区市町村の取組に対して必要な提案を行い、より適切な要介護認定を確保します。

### ・ ケアプラン点検研修会及び専門家の派遣〔福祉保健局〕

区市町村がケアプラン点検を円滑かつ適切に実施できるよう、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（平成 26 年 3 月東京都）を活用したケアプラン点検の方法等に関する研修を区市町村職員に対して実施するとともに、専門的な助言を行う人材を区市町村に派遣します。

### ・ ケアマネジメントの質の向上研修会〔福祉保健局〕

介護支援専門員に対して、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（平成 26 年 3 月東京都）を活用した研修を実施して、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

### ・ 【新規】 縦覧点検・医療情報との突合の保険者との共同試行実施〔福祉保健局〕

区市町村が縦覧点検・医療情報との突合を円滑に実施できるよう、区市町村職員と共同して試行的に点検を実施し、知識の修得・向上及び取組の更なる推進を図ります。

### ・ 東京都介護給付適正化推進研修会〔福祉保健局〕

介護給付適正化の取組や課題を東京都と区市町村とで把握・共有するため、区市町村職員を対象とした研修を実施し、地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用法の提示や、好事例の発表、グループディスカッションなどを行い、東京都における介護給付適正化の一層の推進を図ります。

## 区市町村における介護給付適正化の取組

- 介護給付適正化に向けて着実に実施することとされている 5 つの事業のうち、ケアプラン点検と、要介護認定の適正化について、区市町村の取組を紹介します。

### 要介護認定の適正化

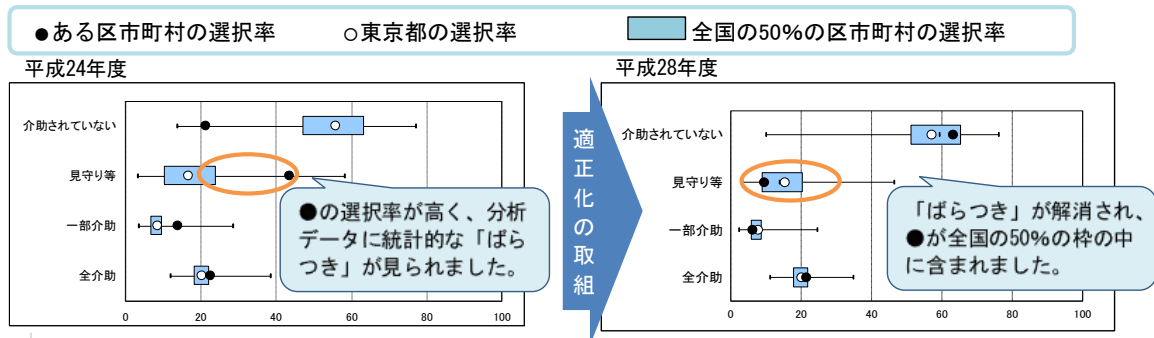
(福生市の例)

- 福生市では、厚生労働省から提供される要介護認定業務の分析データによると、複数の認定調査項目の選択率について全国の区市町村と比べた統計的な「ばらつき」が見られました。そこで、「ばらつき」の解消に向けた取組の優先順位を検討し、まずは次の 4 つの取組による認定調査の改善を目指しました。
  - ① 月 1 回 3 時間程度、認定調査員全員でミーティングを行い、各種の議論を通じて調査項目における定義の解釈を統一しました。
  - ② 調査員が厚生労働省の e ラーニングを積極的に受講して、知識の向上に努めました。
  - ③ 手書きで記入していた認定調査票をパソコンにより作成するようにした結果、調査員の記入時間が短縮されました。また、調査票が読みやすくなったので、審査会委員が要介護認定の申請者の状況を把握しやすくなりました。
  - ④ 調査員の勤務体制を変更し、市役所に常駐するようになったことで、調査員間の情報交換が促進されました。また、新たに主任調査員を任命し、経験の浅い調査員の指導や調査票の点検を充実したところ、調査票の質が向上しました。
- 認定調査改善の取組を継続したことにより、調査項目の選択率の「ばらつき」が概ね解消されるとともに、審査判定結果の「ばらつき」も縮小されました。

執筆協力：福生市

(調査項目の選択率の統計的な「ばらつき」が解消された例)

適正化の取組により、「移動の見守り等」の選択率の「ばらつき」が解消され、全国の 50% の区市町村の中に含まれました。



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

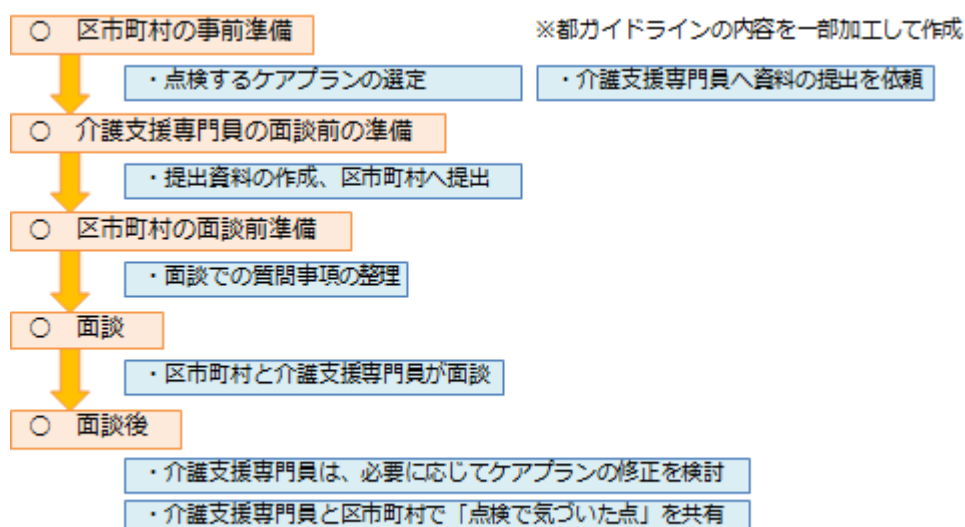
## ケアプラン点検

(瑞穂町の例)

- 瑞穂町は、人口規模等が小規模な自治体であり、介護保険の全ての業務を兼任で行っている中、介護給付適正化の事業として、ケアプラン点検に重点を置き取り組んでいます。
- 毎年、町内全ての介護支援専門員に対して、東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」(以下「都ガイドライン」という。)などを活用して点検を実施するほか、町民を担当する町外の介護支援専門員に対しても隔年で実施し、利用者の自立に向けた意欲を促し、それを適切に反映しているか等について、確認しています。点検は、面談又は書面提出の形式により実施しています。
- 従来は、事務職員だけで面談を行っていたため、ケアマネジメントに関する専門性の不足という課題がありましたが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協力し、ケアプランの事前確認を共に行うほか、面談の際にも専門的立場での同席を依頼することで、課題の改善を図っています。
- また、介護支援専門員連絡会において、都ガイドラインの周知やり・アセスメント支援シートの活用方法等について研修会を開催し、都ガイドラインを活用した点検の拡大を図っています。
- 取組を通じて、より専門的な観点からケアプランを確認できており、介護支援専門員の気づきを一層促すことに繋がっています。

執筆協力：瑞穂町

(ケアプラン点検の一般的な流れ)



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成